

(2) 個別占用案件の中間報告【審議資料3】

【中間報告】

- | | | |
|---|---------|-------|
| ① | 新家子ども広場 | (尼崎市) |
| ② | 天津緑地 | (伊丹市) |

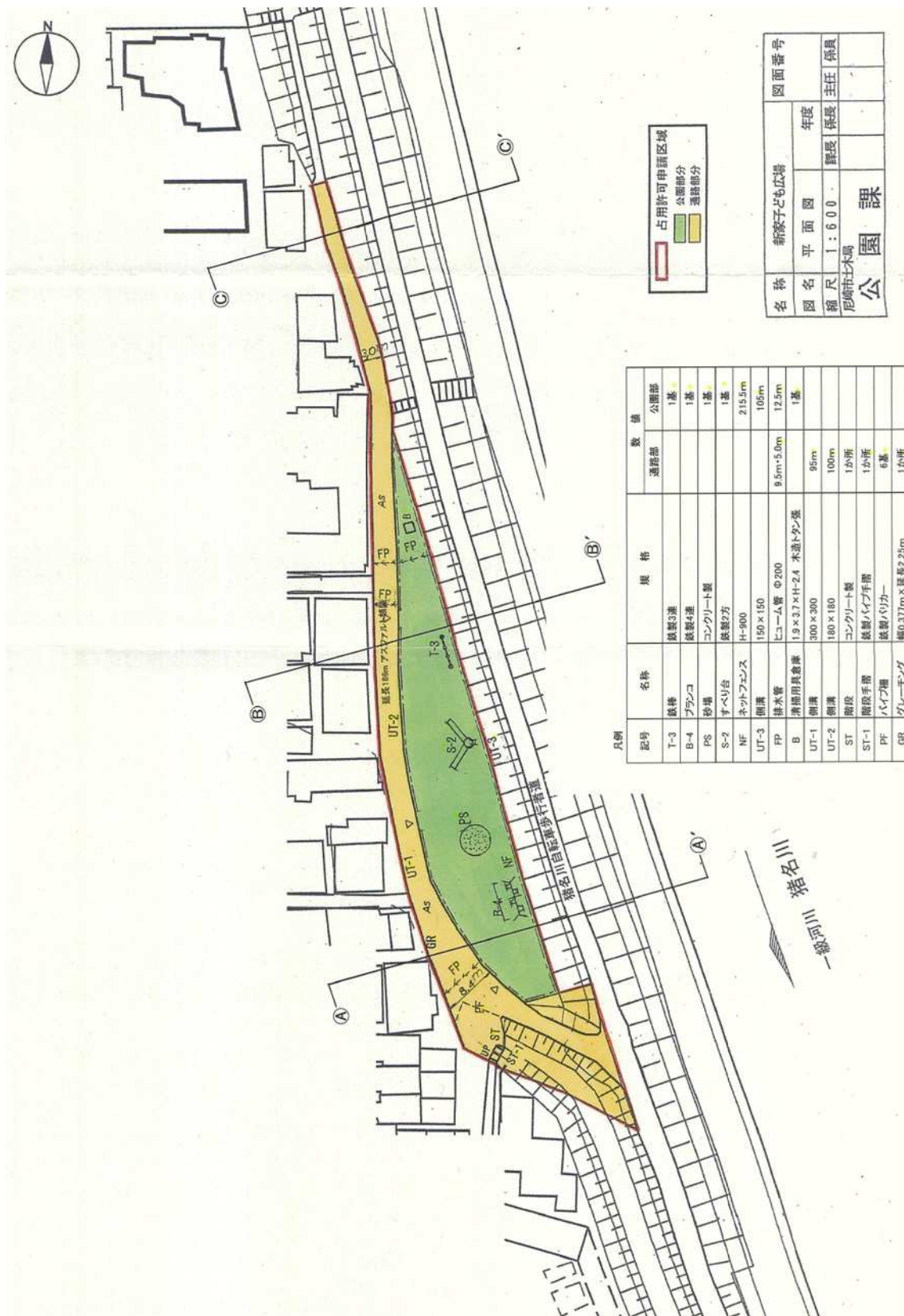
個別占用案件のカルテ（中間報告）

① 新家子ども広場（尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	新家子ども広場（尼崎市）			【前回審議における委員会意見（令和5年度第2回委員会）】 ①都市部でも自然に接する場、親しめる場として樹木の導入など、緑を確保することが望ましい。 ②市として管理方法について検討して頂きたい。
2.今回申請種別	中間報告			
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 1.6k+60m~1.8k-10 付近 目 的：公園及び通路 占 用 積：2,373.71 m ² 工 作 物：三連低鉄棒、小型四連ブランコ、砂場、二方すべり台 等			【許可申請時の市の回答（令和6年10月許可）】 ①将来的に倒木の恐れのある樹木があるため撤去し、その後、新しく樹木を植栽するよう検討しております。 ②地域の方々と協力して、適切に維持管理を行っておりますので、基本的にこの管理方法で続けて参ります。
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和45年 4月 8日 <前回更新許可> 令和 7年 9月25日 <許可期限> 令和11年10月31日			
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり			7.保全利用 委員会による参考意見
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもののみ記載)	8.処理			

<補足>・A4横書き1枚程度　・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み（1.~5.は申請者が河川管理者作成、6.は河川管理者作成）
 ・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる　・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



現況写真（R8年5月14日撮影）



①通路を含めた占用地の全景（下流側より）



②通路を含めた占用地の全景（上流側より）



③公園内全景（下流側より）



④利用ルール注意看板の状況



⑤利用ルール注意看板の状況



⑥シュロ等の切り株の撤去後の状況

取組状況報告書 新家子ども広場(尼崎市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番 号	更新時委員会の意見 (R5年度第2回)	許可時の市の回答 (R6年10月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	都市部でも自然に接する 場、親しめる場として樹木 の導入など、緑を確保する ことが望ましい。 (P60 写真②③)	将来的に倒木の恐れのある 樹木があるため撤去し、その 後、新しく樹木を植栽するよ う検討しております。	枯れて将来的に倒木の恐れ のある樹木の撤去について は、既に除草等と同時に実 施済です。また、新たな樹 木の植栽については、限り ある予算の中で優先順位を 見極めながら判断してい きたいと考えております。		
2	市として管理方法について 検討して頂きたい。	地域の方々と協力して、適切 に維持管理を行っておりま すので、基本的にこの管理方 法で続けて参ります。	近隣住民の協力を得なが ら、市としても適宜除草等 の発注や直営による作業を 実施するなどにより一定水 準の維持管理を行っている ところであり、従前と同様 の管理方法を続けておりま す。		

個別占用案件のカルテ（中間報告）

② 天津緑地（伊丹市）

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	天津緑地（伊丹市）			【前回審議における委員会意見（令和5年度第2回委員会）】 ①全体的に適切に管理されており、引き続き適切な管理をお願いしたい。 【許可申請時の市の回答（令和6年11月許可）】 ①今後も引き続き適切な維持管理に努める。	
2.今回申請種別	中間報告				
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 6.0k-135m~6.0k-90m 目 的：公園 占 用 面 積：646.70 m ² 工 作 物：縁石、フェンス、転落防止柵、ベンチ等				
4.許可の経緯	<当 初 許 可> 平成13年12月 7 日 <前回更新許可> 令和 6年11月 1 日 <許 可 期 限> 令和11年10月31日				
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり			7.保全利用 委員会による 参考意見	・ 令和5年度第2回委員会の意見に対する伊丹市の報告を受け、更新を許可した ・ 許可期限 5 年 (R6.11.1~R11.10.31) の許可をした。
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)				8.処理	

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.~5.は申請者が河川管理者作成、6.は河川管理者作成
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

現況写真（R8年5月14日撮影）



①全景



②全景



③公園内の状況



④公園内の状況



⑤公園内の状況



⑥注意看板の状況

取組状況報告書 天津緑地(伊丹市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R5年度第2回)	許可時の市の回答 (R6年9月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	全体的に適切に管理されており、引き続き適切な管理をお願いしたい。 (P66 写真③④)	今後も引き続き適切な維持管理に努める。	適切な維持管理に努めている。		